

公益社団法人 全国病院理学療法協会

広 報

平成28年12月10日 第227号

目 次

平成28年度 第1回理事会 議事録（抄）	1
平成28年度 事業中間報告	6
平成29年度 基本姿勢（案）	8
平成29年度 収支予算書案と財務状況の推移について	9
財務及び会計処理規程の改正	10
地方交付金規程	11
平成29年度 収支予算案 概要	12
財務状況の推移について	13
保険局 要望活動報告	14
諸会議及び役員渉外行動報告	16
本部発信文書一覧	17
年度末業務予定表	18

平成 28 年度 第 1 回理事会 議事録 (抄)

日 時 平成28年10月16日(日) 11:00~15:30
場 所 協会事務所
出席者 理事総数 11 名 出席理事 11 名
監事総数 3 名 出席監事 2 名
理 事 平野五十男・柳澤 貞男
三宅健一郎・佐藤 功
小川 嗣人・小田木宏江
木村 重人・丹羽つとむ
米谷 勝行・可知 謙三
津田 敏彦
監 事 菊田 京一・中川 保
相談役 倉石 健二・猪野塚孝徳
大場 栄悦
公益社団法人推進部長 杉浦 幹雄
欠席者 大塚 正廣 (監事)
議 長 平野五十男
書 記 三宅健一郎

柳澤副会長(事務局長)より、出席者の報告があり、定款第34条に定める理事会が成立。

議題 1) 平成28年度 事業中間報告(P6参照)
統計・組織充実部の可知部長より、会員実態調査の経緯、組織充実の問題点と対策について報告。

小川学術局長より、第39回理学療法指導者講習会受講者が34名から37名に増えたこと追加報告のあと、質問なく審議の結果、全員賛成にて承認された。

議題 2) 平成29年度 基本姿勢(案)

柳澤副会長(事務局長)より、(P8参照)の説明があり、質問なく、全員賛成で承認された。

議題 3) 平成29年度 予算案の根拠と支部・地方会への交付金

小田木財務局長より(P13参照)財務状況の推移について、来年度は会員数減少による収入減となり、前年度と同じ事業を継続するためには320万円の不足が見込まれるため会費値上げか事業縮小を考えなければならないと説明があり、審議に入った。

①理療の著作権収入の扱いについては、税理士と相談して会計処理を行う。

②見込みとして会費値上げが提示されているが、現状の交付金でも活動が困難であり、地方会、支部が一定レベル維持できる予算を検討する必要がある。会員が減少したので値上げするというより、事業に取り組むために応分の負担をお願いする方法で会員の理解を得る必要がある。

③会費値上げは平成10年に行われてからは無く、最終的には3月の理事会で代議員総会に提案することになるが、方針については今日決めておく必要がある。

④地方会、支部での課題講習会参加費の値上げ、理療の広告収入等を増やす努力などが必要との意見があるが、現状での会費値上げは難しい。

⑤エビデンス等を進めるための財源は技能認定登録者の受益者負担として応分の負担(認定登録料)を考えても良いのでは。

⑥財務局より、活発な支部はそれなりの収入が見られるので、少ない支部に回すなど、会計上は同じなので、全国組織として活動してほしいと税理士より助言があった。また、過年度会費については、公益社団法人以前からの積み重なったものが700万円あり、徐々に外しているが、大体100名から200名ぐらいだったのが、今年66名になった。全体の方向性として会費値上げの方向に舵を取るのか、会費を値上げしないで、更なる事業縮小と収入拡大を図るのか決めない

と、3月理事会までに地方会役員、会員を説得する必要があるのではとの意見が出て、1ヶ月後迄に、会費値上げの根拠と具体策を文書で提出することが決まり、採決の結果、賛成10名、反対1名で承認された。

議題4) 協会創立70周年・法人認可55周年 記念事業

式典実行委員長 柳澤 貞男

表彰選考委員長 倉石 健二

記念式典

開催日 平成30年5月26日(土)

会場 ウェスタ川越(川越市)

事業内容

- (1)プログラムに創立60周年からの10年間の歩みを掲載し、記念誌は作成しない。
- (2)記念表彰、記念祝賀会は開催する。
- (3)予算は記念事業基金、高木賞基金、一般会計から充当する。
- (4)受賞者は地方会、支部で推薦した者を表彰選考委員会の人選し、理事会に報告する。

表彰の種別は、厚生労働大臣表彰、高木賞、後藤賞、功績賞、功労賞とし、表彰委員長は交渉中である。採決の結果、全員賛成で承認された。

議題5) 地方会規約・支部規約の承認

杉浦公益社団法人推進部長(以下、杉浦推進部長と略す)より、全地方会規約と全支部規約の中で、3支部に対し修正、指導を行い整備したものを理事に確認依頼し、質問なく採決の結果、全員賛成で承認された。

議題6) 財務及び会計処理規程・地方交金規程の承認

杉浦推進部長より、財務及び会計処理規程については、内閣府の立ち入り検査で指導を受けた事項を修正した。また、地方交付金規程は新たなものを作成した。採決の結果、全

員賛成で承認された。

議題7) 診療報酬・介護報酬の同時改定に向けての取り組み

丹羽保険局長より、厚生労働省での要望活動報告があった。(P14参照)

- (1)医療技術再評価提案書の申請は10月末ということで無理である。昨年度も400件以上の申請があり、検討されたのが223件で、日本臨床整形外科学会、日本リハビリテーション学会等より、消炎鎮痛、複数部位の治療などのデータも申請されているが、評価に値しないとの結果であった。

いずれにしても、今回の会員実態調査の結果を厚労省各課からの要望に応え、早急に実態調査をまとめて提出する。また、今後、医療課とお互いに理解を深める。採決の結果、全員賛成で承認された。

議題8) 京都府支部と滋賀県支部の統合について

近畿地方会より、滋賀県支部のほとんどの会員が京都府支部に移籍してしまい、過去の理事会の要請で1名のみ残留したが、実態はなく統合したいとの要望があった。定款細則別表改正案により、代議員総会で承認を得る必要はあるが、便宜上は出来る範囲で進めて良い事が承認された。

議題9) その他

- (1)理事会のあり方

定款で常任理事会の役割がうたわれているが、当分の間、常任理事会は開催せず理事会に付議すべき事項は三役で対応する。その代わりに理事会を6月か7月の初旬、10月、3月の3回開催し、広報発行は理事会に合わせて、年3回とする。7月号は代議員総会議事録と理事会議事録を中心に、

10月号は理事会議事録、次年度の全国学会開催案内、事業中間報告、基本方針（案）を掲載し支部・地方会で検討していただき、3月号は代議員総会議案書とする。採決の結果、賛成10名反対1名で承認された。

(2) 会員実態調査の実施について

標記について、広報226号に掲載した。回収については、支部長にもお願い文書を発行して、出来るだけ早く集計結果を厚労省に提出したい。また、回収率（50%以上）を高めるかが課題であり協力をお願いしたい。審議の結果、全員賛成で承認された。

(3) 大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合について

ニュー大崎ビルは、来年中に都市計画法に基づいて再開発組合が正式に発足し、早ければ、7年後に建て替え工事が開始になる。協会事務所を存続する場合には、家賃、移転等の費用は補償される。しかし、現在と同じ面積の部屋が提供されるか明言できないので、協会としては、これからどのように望むのか課題になる。審議の結果、事務所は新築ビルに維持したい方向で賛否を取り、全員賛成で承認された。

(4) 厚生労働大臣免許保有証について

昨年は年度単独事業として協力したが、本協会活動としては定款上実施することができない。（内閣府の指導により）ため、今後希望する会員は関係6団体（全鍼師会など）を通して申請することになる。全員が承認。

(5) 休会・会友等の承認

会友の申請で滋賀県支部より1名、休会届出で茨城県支部より1名が提案された。また、休会に関しては年度毎の申請になる旨の確認がなされ、全員賛成で承認された。

(6) あはき法第19条に関わる訴訟対策会議

10月14日に、日盲連会館において開催

された。

晴眼者のあん摩マッサージ指圧師の養成校新設の申請に対し、厚労省が却下したということで、憲法22条の違反であると訴えて、大阪・東京・仙台で裁判が行われている。この件に関して、日盲連から、裁判傍聴のお願いと最低3年はかかると思われるため、専任の事務員雇用などの運動資金として500万円の予算を見込んでおり、各団体に応分の負担をお願いする予定である。

現状では、医療機関に勤めるマッサージ師が減少して、盲学校理療科の学生が非常に少なくなっており、リハ分野でのマッサージ師が仕事をして行く上では養成校の新設は急務であるとの意見が出され、あはき推進協加盟団体として、全く無視するわけにはいかないの、金銭的には出来ないにしても、人材とか他の部分で提供することになるかも知れない。次回のあはき等法推進協議会で返答することになっている。過去に国が裁判に負けて、柔整と鍼灸の学校が増設されて、充足率が減り、質の低下を招いている事を心配している。あん摩マッサージ指圧師の学校も二の舞になるのではと危惧している。また、あはき等法推進協議会の中に東洋学校協会が加盟していて、新設を要望する学校がかなりあり、日盲連の提案に対して、全面的には賛成できない団体もある。

本協会としては、養成校の新設が適正数ならば良いという姿勢で臨みたいとの提案で採決した結果、全員賛成で承認された。

議題10) 提言要望

(1) 課題講習会参加費を支部に任せてほしい
(四国地方会)

(結論) 公益法人の事業として、全ての会員の権利も義務も同じように扱う必要があり、規程に準じて徴収する。

- (2)技能認定取得単位に学会発表を必須とする。また、共同演者にも単位を与えてほしい。(四国地方会)
(結論)学会を必須にするのは困難。共同演者は、学会に参加して単位を取得してほしい。
- (3)理療の発送は会費納入を確認してから行ってはどうか。(四国地方会)
(結論)事務手続き上不可能である。
- (4)総会報告会の場で、一般会員からの質問は受けられないか。(四国地方会)
(結論)会場では無理だが、役員控え室であれば受けることはできる。
- (5)理療発行について、リハビリに係る成書は飛躍的に多くなっているため、内容を業務に関連したものや、学会関連を主として、発行数やページ数を見直す。(可知理事)
(結論)理療は西洋医学と東洋医学を同時掲載している唯一の雑誌である。機関誌である以上、学会発表、研究など創意工夫された会員発表が多く掲載されるべきであるが、実践講座など有償原稿がかなり多くなってきている。ISSN、国会図書館にも登録されているので、あまり質素なものにはできない。
- (6)業務に対するマニュアルを作成する(可知理事)
(結論)事務所にマニュアルはあるが、古くなってきており、公益法人になってから見直していないので検討する。
- (7)協会の適正運営に向け、専門的な資格者を活用していく必要があるのではないか(可知理事)
(結論)理想的には良いが財政的には今は雇用できない。必要な時には相談・指導を受ける体制を作っている。
- (8)会費未納者対策として、入会時に誓約書の提出を求める。(中部地方会)
(結論)会員は、会費を納入することは決まっているので、改めて誓約書をとる必要はないと考える。
- (9)会員管理クラウドに会費納入区分と納入状況を追加し、適宜確認出来るようにしてほしい。(中部地方会)
(結論)クラウド上一括管理になっており、個人情報の漏洩になり、協会からの情報を示すことは可能だが、JCB側の情報については示すことは出来ない。
- (10)会費未納者に対しペナルティが必要ではないか(中部地方会)
(結論)ペナルティは考えていない。
- (11)会費納入先にゆうちょ銀行以外の銀行口座を開設していただきたい(中部地方会)
(結論)本部の通帳を増やすことにより、煩雑になり、ミスにもつながる。基本的にはJCB振り込みでお願いしているが、会員が一番振り込みやすい方法があれば財務で検討する。
- (12)代議員総会におけるリンパ浮腫に関する答弁で「推測している」とあるが事実確認をして広報に掲載してほしい(中部地方会)
(結論)厚生労働省の医療課に確認してきた。看護師が算定要員に入っていて、もともと長年中心になってやっていた業務なので、事前指示と事後報告に看護師が明記されている。
- (13)今回の役員選挙で再投票を行ったが、再投票を行うのであれば明記すべきではないか(中部地方会)
(結論)大村選管委員長と杉浦推進部長の協議によって行われた。再投票の結果、過半数に届かず、2回目は行

わないと決めていたので理事は11名となった。今回の選挙公示で定員12名となっていたが、次回より、10名から12名以内と定款どおりとする。

(14)役員職務分掌にエビデンス担当が明記されていない (中部地方会)

(結論) 今年は理事全員をエビデンス委員とし、どなたでもエビデンスに対する議論をしても良いと思っている。

(15)会員管理に関する地方会、支部の業務について (木村理事)

(結論) A案とB案を示し討議の結果、以下に決定した。

①入会・退会・休会・会友申請届出の手順、及び印鑑処理(決済)について

(支部 → 地方会(決済) → 協会 → 地方会 → 支部)

②変更申請届出の手順、及び印鑑処理(決済)について

(支部(決済) → 協会 → 支部)

協会からの報告はFAXまたはメールで行う。

③平成29年1月1日より、会員の申請届出申請書類(入会・退会・休会・会友・変更届)のダウンロードを開始する。

(16)マッサージ療法の効果の科学的研究(エビデンス)事業について

(佐藤理事)

(結論) マッサージ療法のエビデンス研究について、テーマ、実施方法、研究デザインについてかなり煮詰まっている。代表者として筑波技術大学の藤井亮輔教授、筑波大学の菅澤威仁先生所属の研究室の竹越一博教授の許可を得て、手技を実施するのは筑波技術大学で、採血等をして血液成分分析、血中濃度など

は、菅澤先生が所属している生理学教室で行うことを竹越一博教授に許可を得て、12月中旬に筑波技術大学倫理検討委員会に研究申請の運びになっている。具体的なテーマということで、臨床的にマッサージの効果があることを藤井教授が考えて「眼精疲労に対するマッサージの有効性に関する研究」にいただいた。具体的にはマッサージ固有の手技を実際に試して、その結果について血液の成分分析、心理検査POMS(Profile of Mood States「緊張」「抑うつ」「怒り」「活気」「疲労」「混乱」の6つの尺度から気分や感情を測定します)かなり、世界的に認められ研究成果を得られるような体系にしたい。最終的には、埼玉学会でひとつのセッションを設けて研究発表する予定で、一連のコーディネートを任せてほしいと説明があった。費用については、具体的積算はこれからいただくが、倫理検討委員会審査後に積算の額、概要が出る予定。また、眼精疲労の定義の説明があり、研究成果について、アウトカムにはネガティブもポジティブもあるので、ポジティブな結果だけ求めて何かしろといった話にはならないと思う。研究成果が実現することが第一義だと考えている。その後、研究テーマの整合性、費用総額・知的所有権等について意見が出て議論は続いたが、最終的には3月理事会で決定することになり、エビデンス研究事業を進めることで採決した結果、全員賛成で承認された。

平成 28 年度 事業中間報告

1. 事務局

1) 会議の開催

- (1)代議員総会 1回 (平成28年5月27日)
- (2)代議員総会報告会 1回(平成28年5月28日)
- (3)理事会 3回(臨時理事会2回を含む)
- (4)地方会代表者会議 1回(平成28年5月27日)
- (5)常任理事会 1回(平成28年9月11日)
- (6)東洋療法研修試験財団評議員会・生涯研修検討委員会・作業部会への参画
- (7)あはき等法推進協議会への参画
- (8)国民医療推進協議会への参画

2) 事務処理及び管理

- (1) 葵税理士法人との決算処理作業
- (2) 法人業務及び会計に係る報告書の提出
- (3) 関係省庁・関係学会等に対する各種要望書の提出と要望活動の実施
- (4) 各支部から提出された平成 27 年度事業報告・決算報告等の整理・管理
- (5) 諸会議に係る企画立案と文書作成

2. 組織局

(通年業務)

- 1) 会員登録(入会・変更・退会)記載(平成 27 年 10 月 10 日現在の会員数その他の報告)
- 2) 会友・休会申請(申請者承認の件)
- 3) ホームページ上の支部会員等の記載(随時実施中)
- 4) 平成 27 年度運動療法機能訓練技能講習会修了者並びに認定試験合格者会員管理入力(現在なし)
- 5) ダイレクトメールの管理・修正・処理(随時実施中)

3. 情報管理局

- 1) 業務は年度当初の計画通りに推移。
- 2) 所管業務の業務委託は、対象業者をいくつか選定し、鋭意折衝を行っている。当年度末までに具体策を提出し検討。

4. 保険局

(P 14 参照)

5. 学術局

(全般)

1) 第 65 回日本理学療法学会を平成 28 年 5 月 28 日(土)・29 日(日)に静岡市において開催した。

2) 第 66 回日本理学療法学会準備委員会との打ち合わせ 1 回(5/29) 静岡市(教育部)

1) 第 39 回理学療法指導者講習会準備会開催 1 回(7/31) 東京都葛飾区

2) 第 39 回理学療法指導者講習会 10 月 2 日(日) 東京都葛飾区かつしかシンフォニーヒルズ別館にて開催 受講者 37 名

(研究部)

1) 学術研修資料の収集

(理療出版部)

1) 原稿依頼、収集、校正の編集業務

2) 理療編集会合開催 1 回(5/3) 協会事務所

3) 理療発行

Vol 46 No.1 (177 号) 2,100 部

Vol 46 No.2 (178 号) 2,100 部

4) 再生医療製品会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングが理療 173 号の文献 2 題(計 1,000 部)を購入(7/25)

6. 財務局

1) 会費納入状況(9月21日現在、平成 28 年度 会費納入状況の表参照)

(1) 納入率 87.9%、未納者は 207 名(会費納入対象者 1,714 名)

(2) 過年度の未納者状況 25 年度 37 名、26 年度 40 名、27 年度 66 名。

2) 財務業務

(1) 定期的に葵税理士法人と財務作業を行っている。各地方会・支部にはこれからも財務業務に対する理解と協力をお願いし

たい。

- (2)3 か月ごとの決算業務は、第2 四半期まで終了した。
- (3)各地方会・支部、各地方学会の交付金の交付を完了した。(8月)
- (4)過年度(平成25、26、27年度)と今年度の会費未納者へ請求を行った。

7. 広報局

- 1) 編集委員会開催 協会事務所(6月12日) 広報225号掲載原稿の検討と編集作業日程の調整を行った。
- 2) 広報225号の編集作業(三校)を経て発行(7月15日)
- 3) 広報第226号の発行に向けて編集作業中
- 4) 大圏社(印刷業者)と広報作成に関する連絡調整
- 5) デイジー横浜理事長からの協力依頼に、その都度対応

8. 統計・組織充実部

- 1) 会員実態調査について
 - (1)平成30年4月実施の診療報酬・介護報酬の同時改定に向け、協会の行う要望活動の基礎的資料となる会員実態調査の準備を行った。
 - (2)全員実態調査の実施方法及び調査票の原案作成
 - (3)会員実態調査原案への意見集約と修正
- 2) 組織充実について
 - (1)関係地方会の概況の把握を図った
 - ・技能講習会開催実績が、現会員数が大きく影響している
 - ・会員数から、支部活動の継続が難しい支部が多くなってきている
 - ・学術活動は、地方会単位での実施が取り

組まれている

- (2)関係地方会からの組織充実に対する意見
 - ・会員数の少ない支部への財政支援の充実(組織・学術活動の原資の確保)
 - ・若い世代が継続して働ける体制整備
 - ・技能講習会の地域受講を可能とし、会員増を図る
 - ・次世代役員の育成に対する支援

9. 特殊出版部

- 1) 理療「音声対応CD」No.177号 74部
理療「音声対応CD」No.178号 73部
- 2) 理療「デイジー図書」No.177号
理療「デイジー図書」No.178号
- 3) 広報「CD版」 No.225号 48部
- 4) 広報「デイジー」No.225号 36部

10. 運動療法機能訓練技能講習会委員会

- 1) 神奈川県支部、近畿地方会の2会場で開催した。
- 2) 視聴覚教材の整理
- 3) 第24回 技能認定試験(平成29年2月12日実施)の準備。
- 4) 開催方法の検討。

11. 技能認定登録制度委員会

- 1) 平成27年度 単位取得講習会報告書の審査及び承認単位通知書の発行。
- 2) 技能認定登録及び技能認定登録更新(再更新を含む)等の遂行。

12. 表彰選考委員会

平成30年の協会創立70周年・法人認可55周年記念事業における厚生労働大臣表彰・協会表彰(高木賞・後藤賞・功績賞・功労賞)についての協議を行った。

平成 29 年度 基本姿勢（案）

公益社団法人へ移行後、会員数の減少と高齢化が進む本会にとって、厳しい運営が続いている。新しい組織の再編のもと基盤の強化を図ることが急務となる。

第57回定時代議員総会で決定された事業の推進状況と、各地方会・各支部から寄せられた意見・要望を踏まえ、理事会において審議し、平成29年度基本姿勢（案）を作成するものである。

1. 学識・技術の向上

理学療法従事者の学識・技術を向上させる目的で「日本理学療法学会」及び「運動療法機能訓練技能講習会」並びに「理学療法指導者講習会」等を主催するとともに、学術誌の発行、技能認定登録制度に伴う単位取得講習会の充実、併せて研究活動の指導を推進する。

2. 診療報酬制度下における各種の取り組み

平成30年の診療報酬改定に向け、職場における会員の状況について実態調査を行い、消炎鎮痛処置からマッサージ等の手技療法を独立させることと、疾患別リハビリテーション料の格差是正について重点的に要望すると共に、技能認定登録者が診療報酬で優位に位置付けられるよう引き続き要望活動を推進する。また、技能認定登録を行っているはり師・きゅう師を、疾患別リハビリテーションの施設基準における算定要員として組み入れられるよう運動を継続する。

3. 介護保険制度に対する取り組み

平成30年の介護報酬改定に向けて、介護老人保健施設、並びに通所リハビリテーション、及び訪問リハビリテーション等の人員配置基準に技能認定登録者を優位な条件で位置付けるよう要望活動を推進する。

4. 技能認定登録制度の推進

平成15年度に発足したこの制度は、厚生労働省、関係医学会等において高い評価をいただき、平成18年4月の診療報酬改定において「運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているマッサージ師等の従事者」として算定要員に位置づけられている。

今後、講習会や研修会等の更なる充実を図り、技能認定登録者及び登録更新者が「資質の高い従事者」として広く社会に容認され、その役割を確立するために衆知を結集して邁進したい。

5. 病院等で理学療法等に従事するマッサージ師・柔道整復師等の医療法上の位置づけ

病院等で理学療法・運動療法・機能訓練等に従事しているマッサージ師・柔道整復師等については、医療法に基づく「医療従事者」として位置づけられるように運動を推進する。

6. 組織強化

本会における、会員数の減少や高齢化が進む中で、公益社団法人として公益事業を推進して行くため組織の再編と、財政基盤の強化を図る。

組織の拡充については、介護保険分野に従事する理学療法従事者に対しても、積極的に本会への入会を勧めて行く。

会費の徴収に関しては、各支部役員の負担の軽減と未納者の減少を目的に、JCBカードによる本部への直接納入制度の導入を推進する。

平成 29 年度収支予算案と財務状況の推移について

財務局長 小田木 宏江

1. 平成 28 年度に倣って平成 29 年度の予算案を示した。

収支予算案概要の各事業別収支差額欄について

事業収入より、事業支出が多い場合（支出超過）はマイナスで表示しています。

2. 会員の減少による収入減のため赤字予算になっている。

平成 29 年度事業を前年度と同様に行うためにはあと 320 万円必要です。

（不足額 285 万円と原価償却費 35 万円 計 320 万円）

3. 事業を継続するためには、2000 円の会費値上げが必要になる。

会費値上げ案については、3 月の理事会に「議案」として提出予定。

（理 由）

1. 公益法人 1 年目（平成 24 年）より、年々 150 名前後の会員減少があり、平成 27 年度末で累計 641 名減少（会費収入 1,282 万円減少）
2. 各事業の経費見直しはすでに行い、これ以上の経費節減は限界である。

財務及び会計処理規程の改正

1. 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という）の、財務及び会計処理に関する事項は、この規程による。
2. この法人の資産は、会費・寄付金品・資産から生ずる収入・事業に伴う収入・その他により構成される。
3. 資産は会長が管理し、その方法は代議員総会の議決による。
4. 会計責任者は、理事の中から会長が任命した財務局長とし、その業務監査は、代議員総会により選任された監事により行われる。
5. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
6. 歳入の中核となる会費徴収については、会員によるカード払い、または本部口座への直接納付で行い、年間会費は20,000円として、入会時には入会金3,000円を納入しなければならない。
7. 歳入及び歳出の予算は、年度開始前に会長が立案し、理事会の承認を得て、代議員総会に報告する。決算は、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。
8. 地方組織の運営のため、地方会、支部に交付する資金を地方交付金とする。地方交付金を管理するため、別途、地方交付金規程を定める。
9. 歳入及び歳出の決算報告時に作成される財務諸表は以下の通りとする。
①当該年度収支報告書 ②損益計算書（正味財産増減計算書） ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤特別会計収支報告書 ⑥本部事務所資産取得資金収支報告書 ⑦記念学会基金収支報告書 ⑧公益事業基金収支報告書 ⑨高木賞基金収支報告書
10. 補正予算の必要が生じた場合には、予算の趣旨を尊重し、書面表決を含む理事会の議決を経て編成することができる。
11. 会計責任者は以下の帳簿を具備しなければならない。
①現金出納帳 ②総勘定元帳 ③出金伝票及び入金伝票 ④貸借対照表及び損益計算書 ⑤財産目録 ⑥収支計算書 ⑦備品台帳 ⑧役員報酬の支給の基準を記載した書類
12. 会計に関する帳簿は年度ごとに整理し、10年間、常時閲覧が可能な状態で保管する。ただし、備品台帳は加除式として永年保存する。
13. 備品に属する購入物品のうち、1件100,000円以上の物品については備品台帳に登録する。
14. この規程に記載されていない事項については、定款及び定款細則によるものとし、またそれ以外の事項については理事会の協議による。
15. この規程の改廃は理事会で行う。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 規程改正 平成28年10月16日
会計責任者、会費徴収方法、地方交付金など

地方交付金規程

(交付金の定義)

1. この法人の地方組織（地方会・支部）の運営のため、協会本部から交付される資金を地方交付金とする。また、地方学会、運動療法機能訓練技能講習会など、地方組織の通常の運営と区別される資金を特別地方交付金とする。

(交付金の管理)

2. 地方交付金、特別地方交付金の管理は、この規程による。

(交付金の算定方法)

3. 地方交付金の算定方法は、当該年の基準日（当該年前年の12月1日）の会員数により行い、均等割と会員数割の合計額とする。
特別地方交付金の算定方法は、各事業の予算申請を財務局長が審査し、理事会の承認により交付金額を決定する。

(地方交付金の交付方法)

4. 地方交付金は、地方会単位で算定し、各地方会での傘下支部との配分割合は、地方会執行委員会の申請によるものとする。
特別地方交付金は、事業を申請した地方組織（地方会・支部）に直接交付する。

(交付金の管理責任者)

5. 地方交付金の出納・保管に関しては、各地方会・支部に出納責任者を置く。
出納責任者は、地方会執行委員長・支部長とする。また、特別地方交付金の出納責任者は、各事業の執行責任者（地方学会長、技能講習会実行委員長など）とする。

(交付金の会計処理)

6. 出納責任者は、財務に関する書類（現預金出納帳、領収書などの証憑、銀行口座通帳など）の作成、保管を行ない、会計年度の四半期ごとに協会本部への収支報告を行わなければならない。
また、特別地方交付金の出納責任者は、事業の終了時に事業全体の収支決算報告を協会本部に行わなければならない。

(会計年度)

7. 交付金の会計年度は、法人の会計年度に準じて、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(契約)

8. 地方交付金、特別地方交付金に係る契約は、会長・地方会執行委員長・支部長・各事業を執行する責任者（地方学会長、技能講習会実行委員長など）が行う。

(規程の改廃)

9. この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は、平成28年10月16日から施行する。

平成29年度 収支予算案 概要

平成28年9月24日作成

入会金収入	150,000
本年度会費	31,000,000
過年度会費	2,000,000
翌年度会費	0
会友会費	100,000
会費等収入合計	33,250,000

			33,250,000
			18,500,000
			51,750,000
			30,000,000
			24,600,000
			54,600,000
			-2,850,000

	本部管理費	支部管理費	全国学会特別 会計	地方学会特別 会計	技能講習会特 別会計	技能認定登録制 度特別会計	指導者講習会 会計	伝達講習会会 計	課題講習会会 計	療養発行事業 会計	広報発行事業 会計	記念事業特別 会計
事業収入			2,500,000	2,000,000	5,500,000	2,000,000	0	1,500,000	5,000,000	0	0	0
給料手当支出	2,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費支出	0	1,500,000	1,500,000	1,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費支出	6,000,000	5,000,000	1,900,000	450,000	900,000	0	900,000	500,000	1,100,000	0	10,000	0
通信運搬費支出	800,000	800,000	200,000	160,000	150,000	384,000	10,000	200,000	570,000	100,000	10,000	0
消耗品費支出	250,000	550,000	200,000	40,000	160,000	86,000	10,000	150,000	250,000	20,000	10,000	0
修繕費支出	330,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費支出	120,000	450,000	1,500,000	450,000	250,000	410,000	250,000	200,000	370,000	3,600,000	1,800,000	0
光熱水料費支出	200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料支出	600,000	700,000	200,000	500,000	700,000	0	0	210,000	700,000	0	0	0
保険料支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金支出	0	0	1,000,000	350,000	3,000,000	0	230,000	100,000	1,800,000	810,000	0	0
租税公課支出	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑支出	4,300,000	400,000	0	0	0	0	300,000	0	100,000	0	0	0
支出合計	15,200,000	9,400,000	6,500,000	3,150,000	5,160,000	880,000	1,700,000	1,360,000	4,890,000	4,530,000	1,830,000	0
各事業別収支差額			-4,000,000	-1,150,000	340,000	1,120,000	-1,700,000	140,000	110,000	-4,530,000	-1,830,000	0

*各事業別収支差額欄に表示された金額は会費収入より振り当てられる金額を示しています。

財産状況の推移

＜収入の部＞

平成28年9月24日現在

項目	24年度決算	25決算	26決算	27決算	28予算	28決算暫定	29予算
会費収入(入会金、会友)	44,029,000	39,822,000	39,732,000	37,171,000	35,300,000	31,146,540	33,250,000
全国学会事業	2,092,231	3,637,000	1,729,192	2,423,901	1,040,000	1,906,002	2,500,000
地方学会事業	3,091,721	2,499,000	1,958,838	1,935,771	900,000	225,454	2,000,000
技能講習会事業	4,735,018	6,166,159	3,945,087	5,950,234	5,500,000	4,956,000	5,500,000
技能認定登録事業	5,624,036	1,585,000	2,015,018	2,025,018	880,000	124,000	2,000,000
課題講習会事業(伝達講習を含む)	5,825,909	6,549,501	6,385,246	5,900,742	6,276,000	1,923,000	6,500,000
理療発行事業	0	0	0	0	0	0	0
記念事業	250,002	92,122	68,001	0	0	0	0
その他	1,031,616	938,739	150,135	1,019,491	0	1,379,027	0
合計	66,679,533	61,289,521	55,983,517	56,426,157	49,896,000	41,660,023	51,750,000

＜支出の部＞

項目	24年度決算	25決算	26決算	27決算	28予算	28決算暫定	29予算
全国学会事業	6,990,546	5,583,204	7,260,497	7,754,273	5,035,790	5,069,476	6,500,000
地方学会事業	6,337,765	5,510,612	3,728,498	3,823,987	2,100,000	403,788	3,150,000
技能講習会事業	6,051,295	6,876,503	4,412,545	5,197,992	5,500,000	432,614	5,160,000
技能認定登録事業	1,738,390	1,246,356	660,003	480,707	880,000	176,327	880,000
課題講習会事業(伝達講習を含む)	6,247,707	6,551,895	6,208,968	5,350,646	6,273,190	1,660,395	6,250,000
指導者講習会事業(受講者旅費等含む)	1,774,898	1,603,767	1,780,213	2,098,565	1,700,000	31,260	1,700,000
理療発行事業	6,454,127	6,096,056	5,845,847	4,906,535	4,530,000	3,025,199	4,530,000
広報発行事業	3,278,211	2,607,460	2,259,044	1,632,490	1,840,000	1,428,888	1,830,000
記念事業	1,175,745	4,088,312	851,616	1,477,446	0	0	0
本部活動費	15,780,956	17,722,938	20,617,786	15,347,002	14,729,645	14,138,394	15,200,000
支部・地方会活動費	14,118,695	10,476,290	9,073,451	11,245,149	6,862,375	9,463,552	9,400,000
合計	69,948,335	68,363,393	62,698,468	59,314,792	49,451,000	35,829,893	54,600,000
収支差額	-3,268,802	-7,073,872	-6,714,951	-2,888,635	445,000	5,830,130	-2,850,000

保険局 要望活動報告

保険局長 丹羽つとむ

要望活動 実施日

平成 28 年度 9 月 28 日（水）

午後 1：00 厚生労働省保険局医療課

午後 2：00 厚生労働省老健局老人保健課

午後 2：30 厚生労働省老健局振興課

医療課への要望と確認事項

1. 疾患別リハビリテーション料の格差是正。
2. 脳血管疾患等リハビリテーション料 I への技能認定登録者組み入れ。
3. 消炎鎮痛処置料での手技療法の評価。
4. はり師・きゅう師の技能認定登録者への組み入れの要望。
5. リンパ浮腫複合的治療料で所謂「指示、報告」に看護師が入った理由。

医療課の対応

1. 格差是正と脳血管について、要望に係る経費をある程度把握するため、現在この分野でどれだけの技能認定登録者が、実務を行い、診療報酬を算定しているか教えていただきたい。
2. 中医協（特に保険者側）が納得するエビデンスを示してください。
3. 消炎鎮痛処置は、機械器具、湿布処置、手技療法がある中で、手技療法を独立して評価することを確認され、やはり医療技術評価委員会へエビデンスを提出し評価を得る必要がある。
4. はり師・きゅう師については、手技や運動療法をやってもいいように法律で決められているのか。法律を精査し、要望の是非を再検討すべきではないか。

5. リンパ浮腫の看護師は、施設基準の人的要件に定められているため、作業療法士も含め「事前の指示と事後の報告」とした。この分野は以前より看護師が多く関わってきた経過からもお分かりだと思う。

6. 標準的算定日数を超え、更に月 13 単位を超えた際は、選定療養の自費扱いも可能であるため、一度制度の概要を検索してみても如何か。

老人保健課への要望

通所リハビリテーション費の全時間での所定単位数算定を要望した。

老人保健課の対応

1. 要望に係る経費をある程度把握するため、現在この分野でどれだけの技能認定登録者が、実務を行い介護報酬を算定しているか。
2. どの程度の年数実務（経験）に就いているかも調査し教えてください。また、介護給付費分科会が納得するエビデンスを示してください。

振興課への要望

個別機能訓練加算の算定要員となっている看護師、准看護師、柔整師及びマッサージ師の技能講習会受講、技能認定登録制度加入の義務付けを要望した。

振興課の対応

理学療法士、作業療法士、言語聴覚師以外の資質向上によって、要介護度を予防す

ることは理解できるが、全国に4万か所のサービス提供事業所があり、そこで個別機能訓練で働く全ての者を対象にするのは、いろいろな面で難しいのではないか。

今後の具体的な要望活動

医療課

1. 会員の業務実態調査の結果を踏まえ、疾患別で算定している者の数、本部及び地方会、支部で行っている学会や講習会で、疾患別に関する部分を参考資料として提示する。
2. 消炎鎮痛処置は、現在有識者で進めているエビデンスデーターを提示できるように準備する。
3. はり師・きゅう師の件は、法律を精査し、要望の是非を検討する。

老人保険課

1. 会員の業務実態調査の結果を踏まえ、通所リハの1～2時間で算定している者の数。
2. 本部及び地方会、支部で行っている学会や講習会で、通所リハ、機能訓練に関する部分を参考資料として提示する。

振興課

技能講習会のカリキュラムと規程、技能認定登録制度の規程類、学会や講習会の個別機能訓練に関する部分を参考資料として提示し更に要望を行う。

今回の要望からは、医療課、老人保険課、振興課の各担当者に直接アポイントを取り、指導を仰ぎながら要望活動を行ってきたい。

全ての会員対象

調査票提出のお願い

平成28年7月15日発行の広報226号でお願いしました、会員実態調査の締め切りが12月末日までと期日が迫ってきました。

この調査は、平成30年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定において、会員実態を示す基礎的資料になるもので、まだ、提出されていない方は広報226号P14を読んでいただき、期日までに協会事務所に送付してください。

12月末日締め切り

諸会議及び役員渉外行動報告

月 日	用 務 地	用 務 内 容
10/5	ヤクルトホール	第 28 回 国民健康会議 (平野)
6	厚労省医政局医事課	第 66 回 日本理学療法学会 後援名義のお願い (平野)
9	大分市コンパルホール	第 28 回 九州理学療法研修会 (平野)
11	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会 (平野)
14	日盲連会館	あはき法第 19 条に係る対策会議 (平野)
16	協会事務所	平成 28 年度 理事会
18	協会事務所	葵税理士法人財務処理 (小田木・平野・佐藤)
22	協会事務所	葵税理士法人財務処理 (小田木・平野・佐藤)
28	全鍼師会館	第 3 回 あはき等法推進協議会 (平野・佐藤) あはき法改正検討委員会 (佐藤)
29・30	伝国の杜置賜文化ホール	第 57 回 東北理学療法研修学会 (平野・佐藤)
11/5・6	しいたけ会館 (鳥取市)	第 44 回 中国・四国理学療法学会 (平野・可知・小田木)
8	協会事務所	葵税理士法人財務処理 (小田木・平野)
11	協会事務所	会員実態調査 集計作業 (平野・柳澤)
11	日盲連会館	マッサージ診療報酬適正化推進連絡会 (平野)
12	協会事務所	協会 HP、及び会員登録検討会 (平野・柳澤・佐藤)
12	東京医療福祉専門学校	生涯研修部会 (柳澤)
13	ニュー大崎 55 号会議室	ニュー大崎管理組合定期総会・理事会 (平野)
18	協会事務所	協会 HP に掲載する規程の検討 (平野・柳澤)
24	プリンスパークタワー	生涯研修検討委員会 (平野)
26・27	じばさん三重 (四日市市)	第 54 回 中部理学療法学会 (平野)
26・27	東京医療福祉専門学校	第 5 回 認定訪問マッサージ師講習会 (柳澤)
12/2	内閣府	障害者フォーラム 2016 (平野)
6	協会事務所	葵税理士法人財務処理 (小田木・平野・佐藤)
6	南部労政会館	大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合勉強会 (平野)
10	全鍼師会館	普及啓発部会 (平野)
13	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会 (平野)

本部発信文書一覧

月 日	文書番号	宛 先	文 書 名
9/28	50	厚労省保険局医療課 老健局 老人保健課 振興課	平成30年度 診療報酬改定に係る要望書 次期 介護報酬改定に係る要望書
10/5	51	理事会 関係各位	理事会 討議資料の送付について
6	52	厚生労働事務次官	第66回日本理学療法学会後援名義使用について(お願い)
6	53	支部長 各位	技能認定登録制度に係る登録の更新について
13	54	関係団体	第66回日本理学療法学会後援名義使用について(お願い)
17	55	地方会 執行委員長 支部長	会員実態調査への協力をお願い
17	56	指導者講習会 講師	御礼状
19	事務連絡	山口県 支部長	山口県支部の未精算金額について
27	57	理事・監事各位	JCBビジネスカードによる会費徴収について
11/14	58	理事 地方会執行委員長 支部長	平成28年度 講習会実施予定表の提出について
15	59	関係 支部長	東洋療法研修試験財団理事長表彰状の送付について
21	事務連絡	近畿会執行委員長	履歴事項全部証明書等の送付について
21	事務連絡	国立国会図書館	広報224号・225号・226号の送付について
25	60	理事・監事 各位	JCBカードによる会費徴収に係る選択について
12/5	61	支部長 各位	第39回 理学療法指導者講習会資料について

年度末業務予定表

区分	上旬	中旬	下旬
28年 12月		広報227号発行10日(土)	年末年始のため事務所休み 12月28日～1月5日 年末年始 緊急連絡先 平野 会長 090-7423-1764 柳澤副会長 080-3387-5128 三宅副会長 090-5251-7545
29年 1月	年末年始のため事務所休み 12月28日～1月5日		支部・地方会 平成28年度予算書 提出 31日(火)本部必着
2月	第24回 技能認定試験 12日(日)		
3月	第2回理事会 5日(日) 第58回 定時代議員総会議案審議		第58回 定時代議員総会議案書 (広報228号発送)
4月	支部・地方会 平成28年度決算書 提出(10日 本部必着) 年度末監査 29日<祝>	学会・諸会議に向けての 作業	支部から本部へ 諸会議出席者名簿提出
5月	決算書類を代議員に発送 学会・諸会議に向けての作業		地方会代表者会議 19日(金) 第58回 定時代議員総会 19日(金) 第66回 日本理学療法学会 定時代議員総会報告会 20日(土)・21日(日) (大阪府)

支部長・地方会執行委員長へのお願い

- ① 支部・地方会の平成29年度予算書案は、1月31日(火)までに、平成28年度決算書については、4月10日(木)までに本部事務局に提出してください。
- ② あはき等法推進協議会、生涯教育部会、東洋療法研修試験財団の関連会議は不定期に開催
- ③ 葵税理士法人による財務処理作業は、協会事務所で毎月1回実施

発行人 公益社団法人 全国病院理学療法協会

〒141-0032 東京都品川区大崎3-6-21
ニュー大崎 318号

TEL 03(3494)1948

FAX 03(3494)1950

ホームページアドレス <http://nhpta.net>

発行責任者 平野 五十男

編集責任者 三宅 健一郎